

令和 4 年 11 月 28 日

第 11 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年11月28日(月) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員6名) 中西会長
中村委員 鍋島委員 古谷委員
堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員4名) 宮田委員 坂本委員 谷本委員 森光委員
4. 欠席委員 (農業委員2名) 谷岡会長職務代理者 山口委員
(推進委員4名) 高橋委員 三本委員 森田委員 谷脇(督)委員
5. 出席職員 (事務局4名) 濱口局長 坂本次長
濱崎補佐 森本会計年度任用職員
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第11回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本日の議案は3つとなっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>濱口局長</p> <p>本日は、3番高橋委員、5番三本委員、8番山口委員、9番森田委員、13番谷脇（督）委員、15番谷岡委員が欠席となっています。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は7番 古谷委員、14番 森光委員、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>関係委員のご意見を申し上げます。</p>
意 見	<p>6番 坂本委員</p> <p>現地確認してきました。この土地は、土地区画整備事業により住宅化されている中の土地であり、現状も以前より月極駐車場として使用されており、非農地で問題ないと思います。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>

審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。反対する意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 それでは補足説明をします。 番号1について、譲受人は、水稻・ゴボウ等を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま す。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間36 5日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今 回の申請は、転貸でもありません。取得後は、ゴボウを栽培するとのことで、周辺の農地 に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満 たしていると考えます。
議 長	中西会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	14番 森光委員 申請地は、道路脇に倉庫が建っており、その倉庫を囲むような土地となっています。そ の倉庫の持ち主が畑を作るということであり、問題はないと思います。

議 長	中西会長 皆さんからご意見ご質問がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】
補足説明	森本会計年度任用職員 【整理番号R4-19からR4-20について別冊をもとに朗読】 利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。 整理番号R4-20について、借受人の主たる耕作物はしょうがで、構成員は3人で内3人が農業専従者となっています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件について、今回の申請は法人でないため、対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
意 見	6番 坂本委員 整理番号R4-19は、農地中間管理機構を入れたらこういった形になるのでしょうか。 森本会計年度任用職員 整理番号R4-19につきましては、中間管理機構が農地を買い入れという形で所有権の移転を行い、中間管理機構から買った人へ契約を行います。同じ土地になりますが、来月売り渡しという形で諮問をかけさせていただきます。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	濱口局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	坂本次長 農地パトロールについて 活動記録簿について
閉会宣言	中西会長 他に何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第11回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2時25分

その真正なることを証して署名する。

議 長

7 番

14 番